

職場で不当に扱われたり、
ビザ条件が順守されて
いないと感じた時のために

職場での不当な扱い・ 搾取を通報する方法

ビザ保護措置の利 用の仕方が分から ない時は？



労働組合、リーガルセンター、
または移住労働者支援サービス
に問い合わせてください。



MIGRANT WORKERS CENTRE
(03) 7009 6710
MIGRANTWORKERS.ORG.AU

This material was developed with
funding from the Australian Government.

日本語

Japanese



ビザの保護措置

オーストラリア政府は、職場での搾取の被害にあった一時ビザ保持者を対象とする新たな保護措置を導入しました。これによって、ビザを取り消されることなく職場での搾取を通報することができるようになりました。



ワークプレイス・ジャスティス・ビザ (Workplace Justice visa; 職場公正ビザ) は、一部のビザ保持者または最近までビザ保持者だった方が、職場での搾取に対して法的措置を取るためにオーストラリアに滞在することを一時的に許可するビザです。

Strengthening Reporting Protection Request Process (SRP) (通報保護強化申請手続き) は、一時ビザ保持者が職場での搾取を通報した場合、通報者を保護する政府の取り組みです。これにより労働者はビザ条件に違反していた場合でも心配なく通報できます。

1

同僚に相談する：

同僚も雇い主から同様に不当な扱いを受けているか聞く

2

記録をつける：

以下の記録をつける：

- ・ 就業時間
- ・ シフト開始/終了時刻
- ・ 休憩時間
- ・ 受け取った報酬 (現金またはその他の形態)
- ・ 不当な扱いの詳細 (日付、時刻、場所、誰がその場にいたか)

3

調査員に協力する：

フェアワーク・オンブズマン (豪労働監督機関) や労働組合の職員が職場を訪問した場合には、協力してください。必要な場合には、職場以外の場所で会うこともできます。

4

通報チェックリストを準備する：

- ・ 雇い主のABN、法的名称および通称名
- ・ 雇用開始日
- ・ 労使裁定 (Award) または労働協約 (Enterprise agreement) (該当する場合のみ)
- ・ 給与明細書、請求書、雇用契約など
- ・ 関連するメッセージまたはEメール

職場での搾取・労働法違反の例：



過少支払い・賃金未払い



ビザ条件に違反するように圧力をかけられる



セクハラや性的な嫌がらせを受ける



ビザを取り消すと脅される



劣悪な生活環境



パスポートを取り上げられる



Contact an organisation who can provide you with employment law advice. If you are not sure how to access these visa protections, contact a union, community legal centre, or migrant support service.